

市第148号議案 横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正

1 趣旨

横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）について、専門職員の人材育成・確保や利用者との信頼関係の維持などが必要なため、公募によらない指定管理者の指定を行える旨、横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を改正します。

2 改正内容

現行の条例では、「指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする」としています。

次期指定管理業務において、非公募による指定を可能とするため、現指定管理者の指定期間の満了に伴い、「現指定管理者がセンターの設置目的を最も効果的に達成することができる」と認められるときは、公募を行うことなく現指定管理者を指定することができる旨の条項を加えます。

3 改正理由

以下の3点の理由により、非公募による指定ができるよう改正することとします。

(1) 利用者との継続的な信頼関係の構築	センターは、診療所を通じて高度に専門的な医療サービスを患者に提供しています。医療従事者の継続性の担保が、医療に対する患者からの信頼形成の基礎となりますが、現状は、指定管理者が5年単位で替わりうる状況です。患者との信頼関係の基盤となる、高度に専門的な医療サービスを安定かつ継続して提供していくためには、長期的な運営環境を整える必要があります。
(2) 専門職員の人材育成と確保	様々な状態像の利用者に対して、センターの特性を活かした運営を行うためには、高度に訓練された医療専門職の人材育成・確保が不可欠ですが、5年単位で指定管理者が替わりうることは、人材育成上の課題です。これを改善するためには、中長期的視点で職員の人材育成と確保に注力できる雇用環境の創出が必要です。
(3) 医療施設併設型施設は非公募であること	本市が設置した医療施設を併設している他の施設は、高度な専門性を維持するため、非公募により長期による運営が担保されています。

4 施行予定日

公布の日から施行します。

新旧対照表（横浜市スポーツ医科学センター条例）

現行	改正案
<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>(第3項及び第4項を省略)</p>	<p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>(第3項及び第4項を省略)</p> <p><u>5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる</u>と認められるときは、<u>現指定管理者を指定管理者として指定することができる。</u></p>

【参考】センターの施設概要

(1) 施設の概要

所在地	横浜市港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）		
面積	延床面積：12,300㎡	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 7階建の2、3階
開設年月日	平成10年4月1日（平成18年度から指定管理者制度を導入）		
現指定管理者	公益財団法人横浜市体育協会		

(2) 主な施設の内容

施設種別	内容
診療所	・診療科目：内科、整形外科、リハビリテーション科 ・諸室：診察室(5室)、体力測定室、動作分析室、運動負荷試験室、理学療法室等
体育施設等	プール、スイミル（流水プール）、アリーナ、トレーニングルーム
その他	研修室（大研修室、中研修室、会議室）、ライブラリー、情報展示室

(3) 主な事業内容

事業種別	事業名
指定管理事業	スポーツプログラムサービス（SPS）※1、スポーツ外来・リハビリ、メディカルエクササイズコース（MEC）※2、施設貸出等
自主事業	トップアスリート・スキルチェック、スポーツ教室、研修会等

※1 健康状態を把握する為に健康診断と体力測定をセットで行い、結果に応じて適切な運動の方法を選択し、指導を行うプログラム。

※2 内科・整形外科的疾患について、積極的に身体を動かすことで改善を図る医学的運動療法。医師からの処方に基づき、健康運動指導士等が指導を行う。